

第 29 回総会 令和 4 年 10 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、10 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局 長 今月は、公共工事に伴う農地の一時使用届が 1 件提出されていますので報告します。

土地の所在：大字平郡字〇〇番、場所は、〇〇を〇〇方面に向かい、〇〇すぐ手前左の農地となります。地目・田、面積 1,114 m²、使用面積 50 m²、所有者の住所・氏名：大字童子丸〇〇番地 4、〇〇、届出人の住所・氏名は、大字山田〇〇番地 〇〇。発注者は、〇〇、工事名〇〇工事その 3、使用目的：現場事務所の設営地、使用期間：令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 3 月 14 日までとなっています。地元〇〇委員も現地確認いただいております。以上報告いたします。

局 長 また、相続届出 2 件、使用貸借合意解約 4 件、賃貸借合意解約 1 件が提出されていますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 4 年度第 29 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。今回は、農業委員 16 名 推進委員 15 名、合計 31 名の出席であります。本日の議案件数であります、4 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。5 番 〇〇委員、31 番 〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 161 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 161 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

1 番を説明します。申請者：大字三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番イ外 1 筆、

登記：畑、現況：山林、面積 806 m²、申請内容・目的：山林転用、主な施設の内容：
杉 100 本の植林であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 今回は、30 番 ○○委員と私（12 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、10 月 19 日午前 9 時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より緒方局長、清係長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 5 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

30 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の○○集落で、○○から北に 1.5 km 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。この申請地は、故祖父の○○さんや故父の○○さんが、畑作をしていましたが、日当たり等悪く、スギを植栽していたもので、違反転用を是正し、伐採して、新たに植林するための転用申請です。この案件は、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は山林となっています。雨水は、自然浸透により排水します。生活排水はありません。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、既に 60 年が経過しており、その間も周辺への影響はありませんでしたので、今後も懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等へ同意も得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむ無しと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 162 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 162 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2～3 ページの通り申請件数は 5 件であります。

1 番を説明します。受人：上町の〇〇、渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 2、登記・現況ともに畑、面積 253 m²、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人住宅 1 棟の建築です。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から西に 50m 程行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、父〇〇さんから、贈与により所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は〇〇と山、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の側溝から、南側の市道側溝に流します。生活排水については、市の公共下水道を利用します。転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、周辺にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第 3 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：都城市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・現況共に田、面積1,041 m²、申請事由：事業用事務所在地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、事業用木造1階建て倉庫1棟の建築及び農業用かんがい器機資材等の置場・かんがい器機の試作展示場の設置となっています。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

30 番 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から南へ進み、〇〇から東へ20m程行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、倉庫・露天資材置場、露天かんがい器機試作展示場を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は既存事務所、南側は宅地、北側は田となっています。雨水は、申請地と西側事務所の間既存側溝をグレーチングふた付のV字側溝に改修し、集約して南側側溝へ放流します。生活排水はありません。転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、周辺にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は〇〇円となっています。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

会長 生活排水がないのは、トイレ等設置がないのですか。

30番 西側の既存事務所に設置され、事務所建築時に生活排水対応はなされています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記：畑、現況：農業用施設用地、面積 757 m²、申請事由：牛舎及び農業用倉庫の建築、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は、牛舎及び農業用倉庫の建築であります。

議長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

12番 3番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南に約 50m 行った所の農地となります。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、〇〇さんが、父の〇〇さんから贈与により所有権の移転を受け、牛舎及び農業用倉庫を建築するために申請されたものです。昭和前期に屋敷内で牛を養っていたものの衛生上の問題もあり、家から 100m 程離れたこの申請地に牛舎等を建築したもので、この農地を息子に贈与するにあたり、違反転用とわかり、違反転用を是正するための転用申請となります。この案件は始末書が添付されていますので、皆さんご

確認ください。周囲は、東側は山林、西側は田、南側は墓地、北側は山林となっています。雨水は、敷地内の側溝から、西側U字側溝に流します。事業に伴うふん尿については、敷き藁に吸わせ、毎日隣の田で処理されています。転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、既に40年以上が経過しており、その間も周辺への影響もありませんでしたので、今後も特に懸念するところはないと思います。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 堆肥を田に出している状態ですか。

12 番 説明が不足していました。牛舎周りが田であり、その田んぼの藁を毎日堆舎に持ち込み、また田に戻す作業を行っているとのこと。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記：現況ともに田、面積762㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内

容：売買による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅1棟（2世帯）の建築であります。

議長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

30番 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館西隣の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇、〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、一般個人住宅2世帯を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は宅地、南側は田、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透及び雨水枡を設け、西側既設側溝に接続し、南側道路側側溝へ放流します。生活排水については、東側公共下水道を利用します。転用に伴う、土砂の周辺への流出等については、周辺にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのこと。面積が762㎡と広いですが、2世帯のため車が多く、駐車場の確保により面積が必要とのことでした。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、〇〇円となっています。

議長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1番 最近、一般個人住宅用地基準の500㎡が守られていないようですが、駐車場の確保理由で越えてもいいのですか。

事務局 転用調査員と現地を確認した上で、申請書の内容、土地の形状、目的を勘案して、更に現地で聞き取り等を行い許可審議し、相当か否か確認しているところであります。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇 〇〇、申請地：大字右松字〇〇番2外1筆、登記：現況ともに田、面積499㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅1棟の建築であります。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 5番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約50m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇、〇〇さんから贈与を受けて、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は田、西側は宅地、南側は田、北側は道路を挟んで墓地となっています。雨水は、敷地内の排水路から農業用排水路の下を通して、市の側溝に流します。下を通す事については、改良区の許可を得ているようです。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、周囲にブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 163 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 163 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4
ページの通り、申請件数は 2 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が
当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項
等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：岡富の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財
字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 1,088 m²、権利の内容：売買による所有権移転
です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

19 番 1 番を説明します。今回の申請は、三財〇〇地区に住む、渡人の〇〇さんから、岡富
に住む親元就農者の〇〇さんへの売買となります。申請地の場所は、配付済みの地図
を参照してください。〇〇から東へ約 50m 進んだ所の農地となります。受人は、三財

の親元で、水稻やゴーヤの施設園芸を営んでいます。農機具等は、軽トラックを所有し、その他農機具は、親元の機具使用で対応しています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10aあたり約〇〇円となっています。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田、面積1,295 m²、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 2番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落になります。お手元の地図を参照してください。〇〇そばの農地であります。三納に住む〇〇さんから同じく三納の〇〇さんへの売買となっています。〇〇さんは、牛の繁殖農家であり、農業に必要な農機具等も全て揃っています。農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a あたり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第164号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第164号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。先ず、議案書5～6ページの所有権移転分2件を説明させていただきます。

1番 受人:下三財の〇〇、渡人:下三財の〇〇、申請地:大字藤田字〇〇番外7筆、登記・現況ともに田、面積8,211 m²です。

2番 受人:岡富の〇〇、渡人:上三財の〇〇、申請地:大字上三財字〇〇番外2筆、登記・現況ともに田及び畑、面積4,729 m²です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年11月7日を予定しております。

議 長 それでは説明のありました、1～2番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

7 番 1 反当たりの単価はどのように設定したのですか。

3 番 この農地周辺は以前砂利採取が行われた農地で、水はけも悪く、大きな石ころが出てきたりします。軽トラが通る程の農道しかなく、草刈り等も困難な状況であります。こうした農地の形状から低い単価設定となっています。

議長 他にありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 164 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 164 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 7 ページの通り 1 件であります。

1 番 受人：新富町の〇〇、渡人：現王島の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 2 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 8,500 m²、令和 4 年 12 月から 5 年間の賃貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合していません。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしていません。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 11 月 7 日を予定しております。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 165 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 165 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 8～23 ページの通り 19 件申請がなされていますが、すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番外 4 筆、登記：田、現況：畑 2 筆、登記・現況ともに田 3 筆、面積 14,442 m²、令和 4 年 12 月から 7 年 9 ヶ月間の使用貸借件の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 11 月 7 日を予定しております。

議長 代表 1 番の説明がありましたが、1 番から 19 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 16 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

5 番 _____

31 番 _____